

第3回古平町議会定例会 第2号

令和3年9月17日（金曜日）

○議事日程

- 1 認定第 1号 令和2年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会委員長報告)
- 2 一般質問
- 3 意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 4 意見案第4号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書
- 5 意見案第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 6 意見案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 7 意見案第7号 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書
- 8 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 9 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 10 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 11 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 12 委員会の閉会中の継続調査申出書
(庁舎等建設調査特別委員会)

○出席議員（10名）

議長 10番 堀 清 君	1番 木 村 輔 宏 君
2番 逢 見 輝 続 君	3番 真 貝 政 昭 君
4番 寶 福 勝 哉 君	5番 梅 野 史 朗 君
6番 高 野 俊 和 君	7番 岩 間 修 身 君
8番 山 口 明 生 君	9番 工 藤 澄 男 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	成	田	昭	彦	君
副	町	長	奥	山		均	君
教	育	長	三	浦	史	洋	君
総	務	長	細	川	正	善	君
町	民	長	五	十	満	美	君
保	健	長	和	嵐	康	子	君
産	業	長	岩	泉	真	二	君
建	設	長	高	野	龍	治	君
会	計	者	関	口	央	昌	君
教	育	長	本	間	克	昭	君
総	務	主	人	見	完	至	君
財	政	主	湯	浅		学	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	岩	豊	君
議	事	係	長	澤	口	真	君

開議 午前 9時54分

○議会事務局長（白岩 豊君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下12名の出席でございます。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号

○議長（堀 清君） 日程第1、認定第1号 令和2年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、決算審査特別委員会委員長より委員会審査報告書が出されております。

各会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきものと決定されております。

本件は、議員全員による決算審査特別委員会でありましたので、委員長報告とそれに対する質問は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定しました。

それでは、これより討論に入ります。

各会計一括での討論とします。

まず、本案に反対の討論を許します。反対討論。

○3番（真貝政昭君） 令和2年度予算執行に当たりまして、職員の皆様、大変ご苦労さまでした。前任者の方の方針での任期最後の年度でありましたけれども、行政運営の特徴的なことを述べて反対討論といたします。

北海道庁出身の前任者が着任したとき、役場OBの一人が今まで長年積み上げてきたものが1枚1枚剥がされていくのだろうと警鐘を鳴らしていたのを思い出しています。この4年間は、まさにそのとおりとなりました。議会や教育委員会などの交際費を一本にまとめ、総務の管理下に置く行為は、独立した行政機関の独自性を踏みにじる暴挙でした。ワンマンそのものでした。行政のイロハである物品の福祉バスを役場庁舎や学校と同じ行政財産と言っただけのものには腰を抜かしました。道庁の後輩も、先輩何を勘違いしているのかなと、そういう声が聞こえていました。これには私も本当に行政マンだったのかとつい議場で発言してしまいました。間違った認識の最たるものが議員を役員にしている町指名業者の寄附行為を即座に受けてしまったことです。全国で前例のない

関係者の公民権をも脅かしかねない行為でした。前任者の過ちとはいえ、あとを引き継いだ町長には誤った前例を取り消す措置を求めます。

かつて70歳になったら福祉灯油の対象だと期待していた高齢者が70歳になった途端にもらえなくなったとじだんだ踏んで悔しがっていました。職員組合が意見書を提出した包括業務委託の廃止ですが、会社にもうけさせるだけで、最低賃金すれすれの時給が実態です。二十数名の町臨時職員が身売り同然との声も聞かれ、民間会社の雇用となりました。抗議して辞められた方もいたと聞いています。前任者をよく知る方がいわく、人の顔を見ないからできることで、見たらできないとおっしゃっていました。

かつて行政に関わる方が、そのまちの管理職の方でしたが、私に対して国の方針に従っていればよいのであって、それ以上のことを町や村がしなくてもよいのではないのかいと疑問を投げかけてくれました。そのとき私は、人間の体に例えれば太い血管に血を流していさえすれば、毛細血管には流さなくてもよいということですかと答えた記憶があります。我々議員に対する前任者の最後の挨拶の中に、先ほどの管理職の方と同様の発言がありました。新町長におかれましては、町民と親しく膝を交えて声を聞き、地方自治法の本旨にのっとって血の通った行政を取り戻すよう期待して、討論を終わります。

○議長（堀 清君） それでは次に、本案に賛成の討論を許します。賛成討論。

○8番（山口明生君） このたびの令和2年度決算に関しまして、賛成の立場から客観的に、簡潔に意見を述べさせていただきます。

まず、各会計におきまして予算に従って事務事業を適正に行われているというふうなことが見てとれる決算書でございました。また、新庁舎の建設という大きな事業やコロナ対策といったことの課題も多い中での業務の遂行ということに関しましても、補助金の活用等適材を適所に使いながら、活用しながら十分に町民生活に対しての充たがなされていたというふうに思います。また最後に、単年度決算が黒字で終了できていること、また最終的な補正においても繰入金を活用しないで済んでいる部分、若干それは地方交付税によるところも大きいとは感じますが、それを置いても十分に委員会の決定どおり認定できる決算書であったと思います。

以上です。

○議長（堀 清君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和2年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、認定第1号 令和2年度古平町各会計歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定すること

に決定しました。

◎日程第2 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、逢見議員、高野議員、工藤議員、寶福議員、梅野議員、山口議員、真貝議員の7名です。

順番に発言を許します。

最初に、逢見議員、どうぞ。

○2番（逢見輝続君） 冬期間西大通の通学路について質問させていただきます。

昨年に引き続き冬期間は文化会館の横の通りが児童は通行止めになっており、その関係で西大通の国道までの通りが冬期間歩道が雪のため車道を歩くしかなく、車道も車1台ぐらいの幅しかなく、通学路としては大変危険な状態となっております。そこで、期間的には11月より3月まで、これはもちろん雪が降っていなければその必要はないのですけれども、いつから降るかこれは分からないというようなことでございます。登校時は7時30分より8時30分まで約1時間、下校時は3時前後より1時間程度、大型車両、特にマイクロバスとかダンプ等を通行止めにしたらどうかと考えておりますが、町長の見解はいかかでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 逢見議員のご質問にお答えいたします。

まず、文化会館の通りでございますけれども、児童を通行させないという件につきましては、今の複合庁舎の建設工事に関係した車両が頻繁に往来することから、教育委員会と協議して、昨年文化会館横を通さないこととして、国道へ迂回する通学路に変更してございます。この通学路の変更につきましては、複合庁舎の関係も工期が来年1月末でございまして、児童につきましては12月から冬休みに入りますので、その間でございますけれども、今その部分を通行止めにするというのはいろいろな手続がございまして、なかなか難しい状態でございます。当然通行止めにするということであれば公安委員会のほうに申請して、許可をもらわなければならないわけですが、そういった時間もございません。また、その間に結論出て、通行止め許可になるということも考えられませんので、現段階では通行止めのままこの年内、業者に確認しましたところ1月に入りましたらそういった運搬はもうないということですので、冬休みに入るまでの期間は嚴重にその辺児童生徒の安全を確認しながら進めたいと思っております。

○2番（逢見輝続君） 大体分かりました。全国的に見ても通学路で非常に事故が多発しておりますので、今後ともこの通学路に特段のご配慮をお願いして、質問を終わります。

○議長（堀 清君） 次に、高野議員、どうぞ。

○6番（高野俊和君） コロナ関連での小中学校及び幼児センターの対応についてでありますけれども、コロナウイルス感染拡大が収まらない中、北海道におきましても9月12日まででしたけれども、最終的には今月の30日までということでありまして、緊急事態宣言が発令をされております。テレビ、新聞報道などでも多くの学校が夏休みの延長、授業時間の短縮、また時間差登校など苦慮されているようであります。当町においても多くの事業や会議などが中止になっております

けれども、小中学校、幼児センターにおいては全てが通常どおりの授業、保育が実施されたのでしょうか。また、今後の取組において変化が予想されることにつきましてあればお知らせ願いたいと思います。

○教育長（三浦史洋君） 高野議員の一般質問に対しましてお答えいたします。

幼児センターにつきましても聞き取り、確認してございますので、私のほうから答弁させていただきます。新型コロナウイルス、道内では昨年1月ですか、感染者が確認されてのそれ以降の部分についてお答えいたします。これまで小中学校では、国の要請に基づき昨年、令和2年の2月27日から同3月24日まで、そして第2弾が2年4月20日から同年5月31日までを臨時休業としてございます。国の要請でございます。この臨時休業の期間のうち分散登校しましたのは、令和2年4月28日から5月29日までの間を学年ごとに登校日を変更して分散登校を実施してございます。それに伴い不足した授業時間を確保するため、2年度の長期休業、夏休み、冬休みです、小学校では10日間、中学校では18日間短縮してございます。

また、幼児センターでは、感染拡大を防ぐ観点から、令和2年の3月12日に午後臨時休園してございます。また、令和2年5月7日、従業員の感染が発表された商業施設、お店を利用した家族のいる園児に登園を控えてもらってございます。そういう措置を取ってございます。

現在は、小中学校、幼児センターともに感染防止対策を徹底した上で、基本的には通常どおりの授業、保育をなしております。ただ、子供たちのグループワークとか感染リスクの高い活動につきましては控えるようにしてございます。また、行事としては、入学式、運動会、動物園遠足、修学旅行など様々な行事は軒並み縮小、延期、中止という措置を取ってございます。

次に、今後のことですが、道内、古平町、地域の感染状況によりその都度対応していかなければなりません。これまで同様に小中学校、幼児センターともに感染防止対策を徹底しまして、国や道の要請に基づき対応してまいりたいと考えてございます。

○6番（高野俊和君） 国の要望を見ながら進めているということであろうと思いますが、少年団活動やクラブ活動などの開催状況、また参加状況などはどうだったのでしょうか。

それと、昨日特別委員会で修学旅行は小中学校とも規模を縮小して行われたということでありませぬけれども、それは夏休みの前に行われたのでしょうか。

○教育長（三浦史洋君） 少年団活動、部活のほうにつきましては、臨時休校の期間中は当然実施してございません。

修学旅行等につきましては、昨年度、2年度につきましては夏以降に実施してございます。今年につきましては、延び延びということで、10月に入りまして小中修学旅行実施予定、期間は短縮、1つはしています。10月実施予定です。

○6番（高野俊和君） 大体分かりましたけれども、一昨日の教育長の行政報告の中でも北海道においては全ての教科で全国平均に届かないということでありませぬけれども、当町の小中学校の実情については私もはっきり分かりませぬけれども、コロナ禍ということもあって、学習環境を整えるということは大変難しいのだろうなというふうに感じております。中学3年生におきましては、来春の受験も控えて多少の不安もあると思いますので、現場の教諭はもちろんですけれども、行政、

地域が一体となって後押しをする必要があるのではないかというふうに思っております。

私の考えも述べまして、終わりとします。答弁要りません。

○議長（堀 清君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 私は、たらつり節の記念碑について伺います。

町民の方々や地方に住んでいて帰省する町の出身者からたらつり節の記念碑が古くなってきたので、建て替えできないかという声が多数あり、町に打診したところ土地の問題と個人が建立したために撤去をするようになりました。撤去した記念碑は、今どうなっているのでしょうか。

たらつり節は、地元の漁業者2名が作詞、作曲し、全国大会も行われていました。地元でも小学生が学芸会や敬老会で発表しております。今は全国の民謡大会でも数多く歌われております。古平の宝として記念碑を建て替え、永遠に残すべきと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） ただいまの工藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、2点あるかと思えますけれども、撤去した記念碑、今どうなっているのか、それから記念碑を建て替えて保存するべきと、この2点かと思えますけれども、撤去した記念碑につきましては、地元建設業者の資材置場にあると伺っております。

もう一点でございますけれども、記念碑として建て替えて永久に残すということでございます。これは、平成18年頃だったと思うのですけれども、ちょうど行革の検討委員会やっていたときに役場内部でもたらつり節大会の全国大会は財政上やめようかということになったのですけれども、たらつり節の発祥地として残してはどうかという、何かそんな議論をした記憶ございます。このたらつり節の記念碑については、元あった記念碑についてはもう使われませんので、要はこれからどうするかということで考えていきたいと思えますけれども、私もこのたらつり節は古平発祥の地だということを残していきたいと考えております。それでまず、記念碑は別としまして、今複合庁舎できますけれども、そこに98インチくらいの大きなテレビと言ったほうがいいですか、が設置されますので、その大型電子掲示板にたらつり節の過去に行った全国大会や3たらフェスティバル行った動画ありますので、そういったものを常に見れるような形で残したいと思っております。

今後でございますけれども、このたらつり節そのものを道の無形指定文化財、江差追分がそうですけれども、指定できないかということで今道の教育長のほうに掛け合っております。これから教育委員会のほうとも話し合いしながら、そういったものを申請できて認定されるのかどうか、そういったことも進めていきたいと思っております。

そして、記念碑建立につきましては、今でもソーラン節の発祥地が余市だ、積丹だ、古平だとやっているように、そんなことのないようにはっきりと古平発祥の地ということで残したいと思えますので、今こういった環境整備がそろえば、150年広場等備わった段階でこういった記念碑の建立は前向きに検討してまいりたいと考えております。

○9番（工藤澄男君） 大体分かりました。

こういう記念碑というものは、大体人の目に触れるようなところに分かりやすく建てると、それがまず一番の根本ではないかと思うのです。たまたま前のときは役場向かいにあって、ちょうど信号のそばにあったものですから、先ほど申し上げましたように地方から帰省される方々がそこで車

を止めてちょっと見たときに、自分のふるさとがこういうあれなのだなという感慨深いものが結構あるそうです。そういうのもあるので、やはり古平の人が2人で働きながら作った歌をいつまでも残すようにして、まずその方向で進んでいただきたいと思います。

実際にこの歌以外に、古平町にはたしかもう一曲地元の人が作った歌が稲倉石鉦山にあるはずで、その歌は、ちょっと私今名前忘れましたが、実際にそういう地元の人が働きながら作った歌というのがあるのです。そういうのを掘り出して、ある程度皆さんにお知らせするような、そういう感覚でこれからもいってほしいと思いますので、まずこの記念碑、いつまでも残るようにしていただきたいと思います。それに高齢者の方が今でもまだ子供たちに、80過ぎた奥さん方が一生懸命教えて、そして子供たちも一生懸命習ってやっていますので、町が先頭になってこういう地元の宝を大事にしていきたいと思います。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員、どうぞ。

○4番（寶福勝哉君） 電源立地地域対策交付金についての質問です。15日の議案第27号の説明時にある程度町の方向性というものは理解できたのですが、改めて質問させていただきます。

広報ふるびら9月号においてこの交付金を福祉対策事業に活用するとありました。この交付金については、不漁やコロナ禍で大きなダメージを受けている漁業や水産加工業、農業など町の基幹産業に対する産業振興に活用すべきだと私自身は思っていたのですが、町内の産業振興対策について現段階で町はどのようにお考えなのかお答えいただければと思います。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

核のごみの交付金についてでございますけれども、電源交付金につきましては今年度は基金に積んで、来年度以降間接的に産業振興に充てたいと考えております。今回の交付申請するに当たりましては、私どもも初めてですので、既にそういったものを受け取っている泊や近隣の町村からどういう扱いしているのか聞いたところ、新規の事業というのはこれから12月から始まることになりまますので、年度内での事業完了というのは非常に難しい形になりますので、取りあえず基金に積むこととしたところでございます。その基金については、補正予算で説明しましたが、まずは診療所、それから差し迫っての介護医療院の運営で出る経常経費に充てまして、その積んだ分を行く行くは産業振興のほうに回していきたいなと思っております。

それから、2点目の風評被害対策を含む産業振興対策についてでございますけれども、これは私としましては公約に活力ある地場産業の育成を通じたまちづくりということを掲げておりますので、こういった中でまずは漁港整備と、それから安定した供給ができるようにウニ等の蓄養施設の整備、これがまず一番かなと思っております。しけたらその分なくなるということではなくて、いつも蓄養しておいて、そういったもので販売できるような、そういった形のをまずつくっていききたいなと思っております。

それから、地酒古平でございますけれども、これ今まだふるさと納税でも年に1本出るか、それくらいのものでございますけれども、その辺のPRも含めて、これから道の駅等もございまして、そういった中で販売できるような、もう少しそういったもののPR活動をしていければなと思っております。

それから、地域協力隊、これにつきましては今担当のほうに指示いたしまして、古平町にとってどの分野で地域協力隊の移住者を呼び込むことが最も得策なのかということは今考えております。今まで地域おこし協力隊にはちょっと消極的であったためアンテナ張っていなかったもので、そういったものもございませんけれども、先般の8月19日の道新に国の総務省方針で地域協力隊は予算倍増ということで、8,000人目標で3億円ということで示されました。こういったものを活用しながら、そういった活動を広げてまいりたいなと思っております。昔からこういったまちおこしには若者、よそ者、ばか者と我々若い頃言われていたのですけれども、そういったよそからの力を入れていかないことには何とも産業振興等も進まないのかなと思っておりますので、そういったことを考えております。

○4番（寶福勝哉君） 産業振興については、ある程度理解できました。特に地域おこし協力隊については、私もずっとこの部分強化が必要だと町のほうに伝えておりましたので、この辺からまた町の活性化にぜひつながっていただきたいと思います。

また、その交付金の基金なのですけれども、現段階で医療の人件費だとかその決まった部分以外の残った基金の活用方法として、今流れといいますか、方針的に町は福祉に重点を置いているかと思っております。その福祉に重点を置くとすれば、私的には児童福祉にぜひ活用していただきたいと思います。思っております。人口減対策の観点から古平町の魅力度を向上するため、例えば小学校、中学校の給食費の無償化をぜひ検討していただきたいと思いますと感じているのですけれども、それについてどうお考えかお答えをお願いします。

○町長（成田昭彦君） 福祉予算いろいろございますけれども、これから内部、それから町民皆さんのそういった意見を聞きながら進めてまいりたいと思っておりますので、一概に給食費の無償化がいいのか、そういうことではなくて全体的にどうなのかということ各団体と話し合いながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○4番（寶福勝哉君） この交付金の活用については、確実に波風といいますか、いろんな声が出てくるとは思うのですけれども、せっかく交付金を使える立場に今古平町ありますので、ぜひ町民にしっかり目で見えて感じ取れるような活用の方法をしていただきたいと思います。

以上です。答弁要りません。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員、どうぞ。

○5番（梅野史朗君） 2点質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目、水害対策についてです。チョペタン川の宝海寺付近が氾濫したのを私は記憶に残っております。当時土砂はそんなにたまっていることはありません。現在見に行きましたら、非常に高く積まっています。水は、本当に3分の1ぐらいちょろっと流れている程度でございます。その状況で同じようなことが起これば氾濫する可能性は高いというふうに考えております。ぜひ早期に手を打つべきではないかと考えますが、町長の考えを伺いたいということと2点目につきまして、その水害時、例えば津波も含めての水害時でございますが、低いところから高台に逃げるための階段が町内に幾つかございます。しかし、古くなっていて足元がぐらついたり、あるいは階段の入り口までの草刈りがされていない等の不満が私のほうに届いてございます。改修するお考え

はあるか伺います。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

まず、チョペタン川の宝海寺付近で氾濫した件というのは、昔々私が若い頃、雪で出た記憶がございます。ですから、20年以上前ですか、古い清住団地のほうにも水があふれ出て、復旧作業した記憶がございますけれども、あのときは下流のほうに土砂が堆積して、雪が詰まってそういう状態になったということ覚えております。現在、昨年ですか、昨年の11月の大雨のときに、宝海寺の向かいの何か広場みたいなところあるのですけれども、そこに水たまった程度のことかなと思っております。あれは道路には出てこないで、私どものほうでは災害とは認識してございません。そういった中で、今の現状を考えますと、どうしても国道縁の田附さんの辺りから下流のほうに土砂が堆積してくると水が流れない状況が発生しますので、それで上流のほうに詰まってくるという状況でございます。それで、毎年度下流のほうは堆積処理してございますけれども、行く行くは、そういったものも毎年予算かけているのですけれども、そういった下流のほうにできてくれば徐々に上流のほうにも手を回していきたいと考えておりますので、そういったことでご理解願いたいと思えます。現在の状況では、私どもは雨降ったから上流側のほうに氾濫するというふうには押さえてございません。

それから、水害時の高台への避難でございますけれども、それにつきましては結論から申し上げますと現時点では改修は未定ということでございます。多分梅野議員がおっしゃっている階段というのは、沢江の裏山ですとか港町の治山辺りの階段のことと認識してございますけれども、こういったものの避難場所は、役場としましては災害対策基本法に基づかない一時避難場所という位置づけをしてございます。そういった中で地域津波避難計画にも掲載してございます。これは、平成24年に策定したものでございまして、平成29年に北海道が示した津波浸水想定と大きくかけ離れてございます。昨年度と町が連携して地震津波の防災訓練を実施したところでございますけれども、その結果を見ますと文化会館やほほえみくらすへの避難場所へは、それこそ29年に北海道が示した津波到達予想時間の18分、避難場所までの時間が18分とされているのですけれども、それを大きくそれ以内に通過することができたという現状でございます。そういった面では、一時避難場所の必要性は低くなりますけれども、ただ今後身体はまだ違う、もっと重篤といいますか、重症の方が参加したりした場合はどうなるのか、そういったものをあらゆるところで検討しながら、こういった階段の在り方を再検証したいと考えております。

その場合に階段の管理としては、草刈り等もあるのですけれども、行政としても手の回る段階というのは知れていますので、年1回ほどしかできておりませんので、これからそれこそ自助、共助、公助の共助という中で、町内会との協働の中でできないものかということで、そういったものを視野に今入れておるところでございます。今私どもの職員の地域担当職員制度で避難行動要支援者への声かけ運動をしておりますので、そういった情報をまた集めながら、再度検討していきたいなと思っておりますので、そういったことでご理解願いたいと思えます。

○5番（梅野史朗君） 町の考えは分かりました。確かに公助、その辺も必要になってくるかなというふうには思います。

また、先ほどの一番最初の川の件でございますが、被害が出ていない状況では何とも言えないというのは確かにあるとは思いますが、近所の町民にしてみれば非常に怖い、それは確かだと思いません。見に行くと、確かに川底にすぐ下りれるというほど盛り上がっていると。下流がきれいになっていけば大丈夫なのだよと言われても、不安は拭えないものだと思います。成田町政になって不安を取り除いていただきたい。こういうことは、多分前には相手にされなかったのではないかなというふうに思っていますので、その辺を違うよと、変わったのだよ、役場というところを見せていただきたいなというのと同時に、不安を土砂と一緒に取り除いていただきたいというのが近所の人方のご意見でございますので、大丈夫だよと思っていながらも何とかやっていただきたい。予算的に厳しいだろうと、だんだん上にいくまでにはと思いますので、来年の予算ではそのところ増額をちょっと検討していただいて、少しでも早く町民の不安を取り除いていただくようお願いしたいと思います。そのお考えのほうもう少しお答えいただきたいと思います。

○町長（成田昭彦君） 大雨降れば住民が不安になるのはもっともだと思いますので、その辺の住民周知というのは、上流のほうはやらないということではなくて、今下流のほうがそうやって整理つければだんだんに上のほうをやっていくという考え方でございますので、そういった例えば大雨のときでも職員がきちっと住民周知、対応する、不安感を与えないような、そういった進め方はしなければならぬと思っておりますので、住民周知については十分あった時点で考えてまいりますので、町内会長会議もありましたけれども、今道の駅構想等で町民懇談会も予定しておりますので、そういった中でも清住、本陣、浜五を対象にやるということもありますので、その辺の説明は十分に周知してまいりたいと思っております。

○5番（梅野史朗君） ありがとうございます。それでは、その周知のほうをひとつよろしくお願いいたします。

次に行かせていただきます。2つ目は、ごみステーションの前の除雪についてであります。冬期間の除雪の際にごみステーション前にも重く硬い置き雪があり、そのとき、そのときの当番の方が雪を片づけています。高齢者が当番のときは大変つらい思いをしています。ごみステーションの前に雪を置かないような除雪作業を工夫することはできないでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員のごみステーションの前の除雪についてお答えいたします。

重機等による道路除雪の対応につきましては、通勤、通学の時間までに完了しなければならないということで非常に朝早くから実施するわけでございますけれども、そういった中で本当に個々の間口もそうでございますけれども、ごみステーションについても同じ、やっぱりそこに残っていくというのは致し方ないところなのです。私のところもそうですけれども、ステーション開けます。そうすると、除雪車が来てまた雪取りしなければならない。私も当番で、私どものステーションも過去13軒でやっていたものが今7軒しかございません。その7軒の中でもお年寄りもできないなど、見るからにできないなところありますので、やっぱりその辺は共助の関係で、私も3年続けてごみ当番やっていますけれども、そういった感じでやるしかないのかなと思っております。あくまでもこういったごみステーションについては、その班での責任でやってもらうということになっておりますので、そういった重機による除雪等についても十分そういったことは業者に周知します

けれども、最終的にはやっぱりそういった班で対応してもらえないのかなと思っております。

○5番（梅野史朗君） 町の回答のほうは、考えは、私のほうに届けた人に伝えておきます。ですが、何とかなるだけそこのところだけは少し少なくするような、ちょっとうまくやるような方向を業者の方に少しお願いしていただけないかと思います。ただ当番でやるのは仕方がないというのではなくて、ちょっとここだけはうまくやってくれないかと業者をお願いしていただくのでも大分違うのではないかというふうに思いますので、それはよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 除雪オペレーターのほうも限られた時間で回らなければならないということもありますので、なかなか難しいけれども、その辺はできるだけということでは業者に周知はできますけれども、これは逆にうちもそうですけれども、重機で取ってもらっても結果的に扉の前というのは残るのです、どうしても。それはいつも処理しているのですけれども、そういったこともございますので、そういったことはご理解願ひたいと思います。

○議長（堀 清君） 次に、山口議員、どうぞ。

○8番（山口明生君） 2つほど一般質問させていただきます。

まず、1点目、介護医療院の開設についてでございます。現在介護医療院の開設に向けて準備が進められていることと思います。コロナ禍での作業に多くの課題もあろうかとは思いますが、そんな中でも町民は一日でも早い介護施設の開設を待ち望んでおります。つきましては、介護医療院開設に向けた準備等の進捗状況、また開設時期の予定など現状をご説明願ひます。

○町長（成田昭彦君） 山口議員の介護医療院の開設についてご答弁申し上げます。

行政報告でも申し上げましたけれども、現在できれば12月中の開設をめどに準備を進めておりまして、6月から開設準備専属の会計年度職員1名増員しまして対応しているところでございます。現在の医療の有床から介護保険制度の介護医療院への転換でありまして、この許可が後志振興局ということでございます。その協議もおおむね完了しまして、指定基準を満たすための施設改修、それから備品購入、条例等の整備、それから非常災害対策計画など各種計画の作成業務を行っているところでございます。

また、スタッフの確保につきましては、8月12日に職員募集したところでございますけれども、介護職員につきましては十数名からの問合せがありましたけれども、看護師、看護職員につきましては今のところ配置基準に達していないという状況で、再度ハローワークのほうに情報を更新して今募集しているところでございます。

今後の予定でございますけれども、まず12月開設に向けて今進めているところでございますけれども、議員仰せのとおり、コロナ禍で、本当は10月とかと思っていたのですけれども、それも12月、ですからこれまだ12月1日開設しますとは大きな声では言えませんけれども、今後の状況を見ながら、もしできることであれば10月1日に開設準備のための正職員を1名配置しまして、10月中頃には備品や設備の入札を行いまして、10月の下旬には臨時議会でそういったものを提案したいなと思っております。いろいろ募集がどうなるか分かりませんが、11月にはそういった新規採用職員をいたしまして、1か月間かけて職員の研修、実習を行いたいと思っております。11月中頃にな

ると介護医療院の開設の許可申請出てくると思いますので、11月中頃から入所希望者の状況調査及び入所判定会議を随時行っていきたいとは思っております。現在ケアマネですとか町民の方々から聞きますと、6件ほど入所希望者があるということを知っております。

○8番（山口明生君） 今町長の答弁にもありましたとおりのことだと思います。結局いつになるかという部分に関しては、当初10月ぐらいというのが一つの目途であったと思われませんが、それが12月というふうになって、それも現状確約はできない状態と。その内容もおおむね理解はできますが、結局では最終期限はいつぐらいになるのかといったことなどを含めて、やっぱり延び延びにはできない問題かなというふうには感じていますので、そういった部分でいつぐらいを最終期限と定められるのかということをもぜひひとつ聞きたいということと、町立診療所るときもそうでしたが、医療の関係の人材というのはなかなか確保は難しいと。今のご時世の中でそこが一番の問題点かなと、非常に大きな問題点かなというふうには感じています。ハード面では順調にある程度進んでいても、結局最後人の問題、ソフトの問題で頓挫するということもありましたので、そういったことも経験して踏まえている中でどうお考えか、もう少しお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 私といたしましては、本当に12月、雪降る前にこういった開設したいなと思っております。それに向けて、再度まだ努力していくつもりでございます。人員確保につきましても本当に今職員挙げてやっていますけれども、もし議員の皆様にも看護師のそういったものがありましたらご紹介いただければなと思っております。

今の医療体制につきましても、1名の専任医師は設けたところでございますけれども、あとまだ記念塔病院、協会病院のほうは8月で切れたわけでございますけれども、今記念塔病院からの派遣を受けて実施しているわけでございますけれども、何とか来年の4月にはもう一名専任の医師確保できたらなと思っておりますので、そういったことでご理解願いたいと思います。

○8番（山口明生君） ぜひ人材が確保できないということで計画が頓挫することのないように進めていただきたいと思っております。

2点目、マイナンバーカードについてお聞きいたします。行政サービスのデジタル化が進められようとしている昨今において、マイナンバーカードの普及、活用は重要な施策の一つではないかというふうに思われます。そこで、本町におけるカードの取得の状況や活用状況及び制度に対する町民の理解度など町が把握している範囲、可能な範囲でご説明願います。

○町長（成田昭彦君） ただいまのマイナンバーカードについてご答弁申し上げます。

まず申し上げますと、浸透はし切れていない状況でございます。各管内の状況を申し上げますと、私どもの町で今31.8%でございます。全国的、全道的に見ましても、全国で36%、北海道で33.6%、管内でいいますと30.6%ですので、管内の平均並みかなというところでございます。

この活用方法については、例えば身分証の代わりですとか子育てや介護関係の電子申請、そういったものもございますけれども、まずもって今健康保険証として活用するというところで国で進めてございますけれども、このシステムがなかなかうまくいかない。トラブル、トラブルでございますので、こういったものがきちっとできるようになればもっと将来的には増えてくるのかなと思っております。私どももそういった事業所、あるいは何かそういう集会あるとき、確定申告等あるとき

に職員が出向いて、そういった広報活動をやっておるわけでございますけれども、現状としては先ほど申し上げたように申請済みの方が1,032人で、交付済みの方が921人という現状でございます。

○8番（山口明生君） まさに今の答弁のとおりだと感じています。結局何のために作るのか、作るとどういった便利さがあるのか。実際作った方がいいが、使い方が分からない方、また作って何か得があるのかとされている方。結局私も一応健康保険証に代用できるということで調べてみたのですが、なかなか難しいです。今答弁ありましたとおり、ちょっと状況がこんがらがっているようで、結局テレビのCMではもううたっているのです。保険証としても使えるよということをやっているながら、実際それをやろうとすると難しいといった面があったり、結局使えているのが身分証明書代わりというところ止まりかなという印象が非常に強くあります。そういったところが普及につながらない、つながりづらいという面もあるとは思いますが、全国的にまだ30%強ということで普及はしていないもののようなのですが、古平町は全国に先駆けてとは言いませんけれども、そういったことに強く取り組んでいる自治体という何かうたい文句があっても町のPRにもつながるのかなという部分もあって、デジタル化を進める中で古平町頑張っていますよというふうなことは少しPRできるような形で進めてもらえればというふうに思います。答弁結構です。

終わります。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時07分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、最後になりますけれども、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） まず、1点目の子育て支援の充実と強化について伺います。

昨年の出生数2名という数を見ますと、地域崩壊が懸念されます。今こそ町がなすべき原点に立ち返って、特に子育て世帯に対する経済的支援の充実と強化を図るべきだと考えています。出生から乳幼児保育、就学援助、高校生の支援、今まででもやっていますけれども、大学生への支援、範囲を広めて考えるべきではないかと考えています。町長の見解を伺います。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の子育て支援の充実と強化についてご答弁申し上げます。

子育て世帯に対する経済的支援でございますけれども、今私どもも管内でも比べていても見劣りしないほどの充実ぶりを図っているのかなと私は思っております。子ども医療費の無料化につきましても高校生まで実施してございますけれども、それも管内では7町村くらいしかない、その中に入っているということでございます。それから、保育料の無償化につきましても、3歳以上の保育料について実施しております。それから、幼児センターの給食費につきましても、令和元年から3歳以上の給食に関して実費徴収、主食費、副食費ともに国の基準以下ということで実施しております。そういったものを含め、また教育委員会関係では児童生徒の就学援助の関係、それから高校生の通学費の関係等もやっておりますし、今の段階ではそういったものを充実強化ということでは

特段考えてございませんけれども、ここで地域崩壊、まさにそのとおりかなと思っております。過去の出生数を調べてみましても、平成28年が16人、29年が24人、30年が10人、令和元年が14人、令和2年がどうしたものが2名ということになってございます。令和3年を見てもこういった出生数は続いていくのかなという今状況で見てございます。そういった中で考えますと、子育て支援の経済的支援よりも若者がいかに町に定着するか、そういったものを考えたときには雇用の関係ですとか子育てができるような、そういった環境づくりが優先するのかなと思っておりますので、私の選挙公約で申し上げた独り親世帯、また母子家庭、そういったものが安心して働けるような、そういった若者が働けるような、そういった産業の場所、雇用の場所を設けていくのがまずは優先かなと考えておりますので、そういったことで今の経済的支援については、今のところこういったものでいいのかなというようにも考えております。

○3番（真貝政昭君） 確かに子供の医療費に関する対応なんかは、古平町は割と先駆的な役割を果たして、管内の各町村もようやく同じレベルに引き上がってきたという、そういう状況です。町長が今の答弁の中でおっしゃっていた就学援助の基準は、当時町長が教育委員会に勤務していたときに対応された生保に対する倍率の基準で、割と先駆的な役割を果たしましたがけれども、現時点では既に時代遅れの数字になってしまっているのです。

現在古平町の子供の環境、大学生まで範囲を広げるというのを入れましたけれども、環境整備というのに言及されましたけれども、今古平町の置かれている状況は、地域崩壊そのものという発言もありましたけれども、この2名という数字を聞いたある商店主が店が潰れるという発言をしたのです。もう衝撃的な数字です。今までの従来のやり方では、経済的支援のやり方ではもう間に合わない状況になっていると。本当にここで子育てしやすい環境をつくり得る最低限のものが、経済的支援が第一の柱にあるはずなのです。環境を整えるには時間がかかります。子供の医療費の助成、医療費が無料というのは、これはほかの町村から入ってきた親御さんたちに共通して、すごくいいことをやっている、大変生活をしていく上で助かるという、そういう声がよく聞かれたものなのです。高校の閉校に伴ってバス通学になってしまって、一定の通学費の補助もやっていますけれども、やはりそれだけでは今間に合わない状況になりつつあると。大学生の置かれている状況も、仕送りしている親たちの経済的力が弱まって学校をやめざるを得ないだとか、そういう問題が起きています。いろいろ検討していただいて、本当にこの町で安心して、経済的負担が少なくして子育てができるような、そういう環境をまず経済的支援という面から力を入れていただきたいと思うのです。今の基準でよろしいという考えに立ちますと、出生数がゼロになっても同じことを言い続けるのです。これでは間に合わない。ぜひとも一歩、二歩前進して、道内、道外の子育て支援の先駆的な事例に学んで、そして検討を進めていただきたいと思う次第ですが、町長の見解を伺います。

○町長（成田昭彦君） 本当に今の大学生でもそのときに在学中に借りたお金が社会人になっても払っていくの大変だ、そういった声は聞いてございますけれども、大学生の進学についてのそういった公平性の観点やそういったものを考えますと、やはり大学生までの拡充というのは考えられない。むしろ今、議会のほうで陳情を上げていたのかな、大学生の給付奨学金制度の拡充ということを求めるといふ陳情を出されていますので、こういったものは国のほうにどんどん陳情いただいて、

国のほうでもっと先駆的にやっていただけるものかなと思っておりますので、その辺はそういったことで勘弁してもらいたいと思います。

経済的支援は、私本当に管内でも進んでいるほうかなというふうに理解してございますけれども、そして先ほど寶福議員のほうからも出ていましたけれども、給食費の無償化ですとかそういったことも含めながら将来的に向かって考えていきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げたようにこれから子供たちが10人、あるいはこの2人、これが小学校へ上がったときにどうなるのかということも、そういったことも考えていかなければならない。複式学級になって、それで保護者の方がどうなのか、そういったものを考えたときに、それに対応するものということも考えていかなければならないと思っておりますので、長い目で考えたときに今の経済的支援ということでは、こういったことで今はこれ以上深く考えるという考えは持ってございません。

○3番（真貝政昭君） ちょっと否定的な答弁でしたけれども、例えば大学生の経済的な支援という面でも奨学金のことをおっしゃいましたけれども、私はそこまで広げてはいないのです。例えば町ができること、医療費の無償化、そういうことでできるのではないかというふうに思っているのです。これだって一つの対策なのです。それから、上土幌でも保育料の無償化で子供の数が大変増えています。若い世代も増えています。ですから、こういう子育て支援の事業の充実、拡大というのは、必ず子供の出生数だとか若者の定着につながりますので、ぜひとも諦めないで検討を続けていただきたいと思う次第です。

次に、福祉灯油の助成事業の復活について伺います。前町長が福祉灯油は絶対やらない基準をつくってしまって、対象者を拡大しましたけれども、絶対やらないという基準が要綱でつくってしまいましたので、この部分を破棄して、そして福祉灯油の復活、真っ当な町政に戻していただきたいと、これが2つ目の質問です。

○町長（成田昭彦君） 福祉灯油助成事業の復活についてご答弁申し上げます。

行政報告でも申し述べました。補正予算の提案でも説明いたしましたけれども、今年度は福祉灯油は実施いたします。ただ、これまで実施の可否を判断するために価格設定ということで実施してございましたけれども、これについては撤廃するという、本来の福祉灯油の考え方とは違うのかなと思っておりますので、ここは撤廃したいと思っております。あと、年度によってそういった灯油価格のばらつきというのがありますので、冬期間には燃料費を含めた出費が低所得者世帯に対しては必要ではないかと思っております。

生活保護世帯にあっても冬期加算というのはあるのです。そういったものが国民年金だけの方にはない。これは、実施した年度は平成18年だと記憶しているのですけれども、そのときの国民年金自体が40年かけて79万2,100円でした。今まさにそれから上がっておりません。むしろ下がっております。この二、三年については、別の方法で何か増やしているみたいですがけれども、そういった中での冬の暖房費と考えたときには、やはり一時金としてそれはしのいでやらなければならないのかなと思っておりますので、来年度以降につきましてはそういった出せるような要綱を考えまして、当初予算から計上したいなと思っております。一応の福祉灯油の対象を今年はコロナ禍の中ですので、低所得世帯全体を考えていますけれども、来年からは老人ということに位置づけしまして、65

歳以上の非課税世帯というような形で進めていきたいなと思っております。

○3番（真貝政昭君） 今の答弁から行政報告の中でも触れていましたように年齢制限を設けるといことで、ただいま65歳以上という発言がありました。それで、是非はともかく、年金生活者という言葉に触れましたので、お話ししますけれども、年金生活者というのは年金受給の権利は60歳からという。60歳からもらわなければならない生活の方もいらっしゃるので、ぜひそこら辺の見極めをしていただいて、単純に65歳以上と決めないで、よく入居基準なんかでもおおむね60歳前後とかそういうのがありますけれども、年金をいただいている方という判断で考えてみる必要があるのではないかというふうに思うのですが、その点どのようにお考えですか。

○町長（成田昭彦君） まず、65歳というのは法で決まっているものではございませんけれども、でも一般に老人という値するのは65歳という考え方を持っていますので、その他のものについてもやはり65歳というのは一応の基準になるのかなと思っておりますので、そういったものを参考にしながら進めていきたいなと思っておりますので、その辺はご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） お考えはわかりますけれども、65歳こっきりという言い方ではなくて、おおむね65歳以上という表現に変えると救われる人が出てくるというふうに思いますので、そこら辺は善処していただきたいなと思う次第です。

次に、3点目の福祉バスの貸出しについて伺います。前任者の方ああいう言い方で、もう貸さないという前提に立ってやっしまいましたけれども、町内会で活用されていた方たちから随分ブーイングが聞こえてきました。前々任者の方たちに聞きますと、そんなはずはないというお話が随分と聞こえてきて、町外にいろんなことを見聞きすると、例えば岩内町のように道の駅がいろいろあるけれども、どんなことをやっているのかとか見に行くこと自体が視野を広めるだとか、それから気分的に解放されるだとかそういう効果があって、随分要求が強いのです。岩内の場合ですと、婦人団体や町内会も含めてかなり自由に貸し出すような仕掛けをつくって、そしてそれこそこういうコロナ禍の中でも一定程度閉塞感にとらわれないような、そういう前提の考え方でバスを利用させていると。

それから、前任者は、幼児センターの利用についても制限を加えてしまったのです。福祉バスなのに認定保育園が福祉でないのかと思っしまいましたけれども、結局便数は少なくなりましたけれども、貸し出しているのです。結局貸し出したくないというのが前提に立って、平たい言葉で言えばいちゃもんつけて貸さないというやり方を取ってしまいました。幼児センターの利用も含めて、広く町民に福祉バスあるのですから貸出しをすべきでないかというふうに思うのですが、どうですか。

○町長（成田昭彦君） 私も3年間のブランクあるものですから、まだ町内会でバス借り上げたら、それと3万円助成もらえるのだよなという頭の中でありました。こういった質問見ながら、うちの要綱を確認したのですけれども、確かに厳しい状況になってございました。今の要綱で貸し出せるのは、福祉関係団体の教養研修、それから行政事務の執行上の研修、調査ですとか、そういったものに限られてきた中でございます。私が考えるには、町内会のそういった旅行というものもある面先ほど真貝議員おっしゃったように研修旅行になりますので、施設見学ですとか、ですからそういっ

たものに貸出しするのは何ら抵抗ないのかなと思っておりますし、例えばコロナが終息して、町内会のひきこもり、見聞を広めるという自主事業を実施したいということであれば、それは人数が少なければ別ですけれども、要綱でも10人以上になっていますけれども、10人以上の利用あれば、うちも運転手1人しかいないものですから、そちらのほうに過度にかからない状況であれば、そういった貸出しは可能なのかなと思っておりますので、もっと本当に許容範囲を広げて利用するのが福祉バスだと考えておりますので、今後はそういったことをご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） ぜひそういうふうに変えて、積極的な活用を期待する次第です。

最後に、家族旅行村の再開といいますか、今後に向けてどのようにお考えなのか伺います。観光にはあまり力を入れてこなかった古平町なのですけれども、唯一施設としては家族旅行村、それで町民の健康増進のためにということでパークゴルフ場とか公衆衛生上の目的もあって温泉、この3つをうまく活用するという一つの要であったのです。熊だとかコロナだとかいろいろありまして、今現状を見ますとほとんどほったらかしの状態で、熊がいつどこから出てきてもおかしくないような状況です。コロナの禁令が解かれて再開という段になっても、すぐ再開できないようなあんばいで、放置状態に近いような状況が生まれています。それで、施設も老朽化しているのです。それと、1万円だか10万円で買ったセンターもほったらかしで、あれもどうするのだろうかというような状況にもなっています。この際この家族旅行村の利用の仕方を大々的に考え直す時期でもないかというふうに思っているのですけれども、町長のお考え、どのようにお考えなのか伺います。

○町長（成田昭彦君） 家族旅行村の再開についてご答弁申し上げます。

現在家族旅行村につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大ですとか熊の関係で令和2年度以降休止している状況でございますけれども、何せ施設自体が昭和60年開設の建物で、もう40年近く経過してございますけれども、そういった中でも近年アウトドアブームというのですか、そういったものが乱立しておりまして、年々利用者は減ってきている状況にあり、運営も赤字傾向でございます。そういった中でも、昨年、今年と休止している中でもやっぱり維持管理については指定管理者に、予算の中でも出ていたと思っておりますけれども、350万ほどかけているのかなと思っております。

今実際にこの老朽化の中で営繕を加えるといいますと、1億くらいのお金がかかります。今法的に電気保安協会から言われているのは、電気設備の基準からいきますと感電、電気火災、配線等の波及があるということで、それを直すのに改修事業費が大体400万ほどかかります。それから、見たところいきますとケビンの屋根、外装、水回り、トイレ、それからキッチンですとかとこれが20棟ありますので、大体4,000万くらい、それから管理棟の屋根と外壁塗装、建物内の小破修繕となりますと2,000万、それからコインシャワー、これが今3部屋しか使えない状況ですので、6部屋使えるようにしますと150万、そしてセンターハウスに3,000万、それから街路灯の腐食部分を直すとする400万ということで、1億ほどかかることになっております。

今後でございますけれども、やはり私といたしましては民間による施設利用の可能性を探っていくとかという、そういったことを検討を進めていきたいなと考えております。帯広なんかでもそういったものの老朽化して、今民間で募集してございますけれども、私どももそういった中でそういった業者がないのか、今話合いのテーブルにのれるような、そういった業者を探しております。一、

二今声をかけていますけれども、そういったもので民間活用ができないかなという方向で今かじを取りながら進めているところでございます。

○3番（真貝政昭君） お考えは分かりました。

1つ申し上げますけれども、せっきくの施設なので、町民の活用が日常的にできるような、そういう施設であればいいなど。入り込み客は、いろいろと景気だとか天候だとかによって変動がありますけれども、町がやる事業って黒字になるということはまずないのです。そういう前提に立って、町民の福祉も含めて、そういう方向で今後検討していただきたいと思う次第なのですけれども、民間に声をかけているというのは初めて聞きましたけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○町長（成田昭彦君） この間たまたま建設新聞読んでいましたら、今札幌の業者が砂川の旧ゴルフ場を利用して、そこにアウトドアのそういった施設を造るということで、今後10年以内に今の高速道路の延長を考えて、後志のほうにも何かそういう場所を設けたいという新聞を読んだものですから、そちらのほうにこういった施設ありますよという紹介はしてございます。近々そういったものが見てみたいなという話もしていますし、また町内の出身者で何かそういう間接的にですけれども、聞いて、旅行村どうなのという話もありますので、そういったものも考えながら進めてまいりたいと思っておりますので、いかに考えても今の状況を町で手直しして、観光、そういったものに結びつけていくというのはなかなか難しいのかなと思っておりますので、そういったほうに方向転換できればなというふうに考えております。

○議長（堀 清君） 以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第3 意見案第3号

○議長（堀 清君） 日程第3、意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見案第4号

○議長(堀 清君) 日程第4、意見案第4号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第4号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見案第5号

○議長(堀 清君) 日程第5、意見案第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見案第6号

○議長(堀 清君) 日程第6、意見案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見案第7号

○議長(堀 清君) 日程第7、意見案第7号 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は提案理由の説明を省略することに決定しました。
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第7号 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第8、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第9、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第10、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第11 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第12、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和3年第3回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時52分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員